

一般社団法人日本産業・医療ガス協会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
医療関連サービス室

身分証や資格試験のために提出を求める写真のサイズ等の見直しについて
(追加依頼)

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
先般、令和3年7月20日付けで「身分証や資格試験のために提出を求める写真のサイズ等の見直しについて」をお示ししたところですが、今般、内閣府規制改革・行政改革担当大臣直轄チームが写真業界の団体と意見交換を行ったところ、写真のサイズ以外の撮影条件及び各サイズの呼称について要望があったことを受け、厚生労働省を含む各府省庁に対して別添のとおり依頼がありました。

貴法人におかれましても、所管する試験等で写真のサイズ等を定めているものがございましたら、下記の見直し方針に従って、見直しの実施をご検討いただくとともに、傘下の団体等に対し周知等の御協力をお願いします。

記

<追加依頼の内容>

- ① 人物配置（上半身等）を指定する際には、下記のとおりとしてください。
- ② 写真サイズの呼称は、下記のとおりとしてください。受験案内等手続を案内する書類やウェブサイトの中に記載いただくことを想定しております。

<呼称と撮影条件の統一方針>

サイズ	呼称	人物配置の撮影条件
2.4cm×3.0cm	運転免許証サイズ	指定する場合は「上三分身」とする (運転免許証に合わせる)
3.0cm×4.0cm	履歴書サイズ	指定する場合は「上半身」とする
3.5cm×4.5cm	パスポート（旅券）サイズ	外務省が指定するパスポート（旅券）の規格とする
4.0cm×6.0cm	大型サイズ	指定する場合は「上半身」とする

<見直しの完了時期>

令和4年度末までに施行してください。

なお、写真サイズの見直しが完了したばかりですぐに着手できないといった事情がある場合は、見直しができる時期にご検討ください。

以上